

全国ジャージー酪農振興協議会規約

制定 昭52. 4. 27

改正 平19. 5. 30

(目 的)

第1条 この協議会は、ジャージー酪農の安定的な発展を図るため、ジャージー酪農関係者相互の連絡協調を密にして、ジャージーの改良・増殖・普及・流通およびジャージー牛乳の消費拡大に努めるとともに、わが国草地酪農の確立を期することを目的とする。

(名 称)

第2条 この協議会は、全国ジャージー酪農振興協議会と称し、事務局を日本ジャージー登録協会内に置く。

(事 業)

第3条 この協議会は、第1条の目的達成のため次の事業を行う。

1. ジャージーの普及・宣伝
2. ジャージーの改良・増殖の指導
3. ジャージー種優良雄牛の造成
4. ジャージー牛乳の消費・拡大
5. 優良ジャージーの斡旋・交流
6. ジャージー酪農振興のための必要な調査・研究
7. 会員相互ならびに関係機関との連絡協調
8. その他この協議会の目的達成に必要な事項

(会 員)

第4条 この協議会の趣旨に賛同するつぎの者は、会員となることができる。

1. 正会員
 - (1) ジャージーの所有者又は管理者等をもって組織する団体及びこれらの団体をもって組織する連合体（団体会員）
 - (2) ジャージーの所有者又は管理者（個人会員）
2. 賛助会員
この協議会の目的・趣旨に賛同し、賛助する者。

(構 成)

第5条 この協議会に次の役員を置く。

1. 委 員 若干名

2. 監 事 2名以内

委員は総会において推薦により選任するものとし、その任期は3年とする。ただし、再選は妨げない。

委員のうち、1名を委員長、1名を副委員長とし、委員の互選によりこれを定める。

委員長は、この協議会を代表し、会務を総理する。

副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。

委員は、委員会を組織し、業務を処理する。

監事は、この協議会の業務ならびに会計を監査する。

第6条 この協議会に事務局長を置く。

事務局長は、委員長が委嘱する。

事務局長は、局務を統理する。

(経 費)

第7条 この協議会の運営に要する経費は会費、負担金、その他の収入をもってあてる。

会費及び負担金は、総会の決議によりこれを定める。

(会 議)

第8条 総会及び委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

総会は団体会員の代表3分の2以上と出席した個人会員をもって成立する。

第9条 つぎに掲げる事項は、総会の議決を得なければならない。

1. 規約の改正
2. 役員の選任
3. 事業計画ならびに収支予算、決算の承認

(会計年度)

第10条 この協議会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものとする。

(その他)

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は委員長がこれを定める。

附 則 この規約は昭和52年4月27日より施行する。

附 則 この規約は平成19年5月30日より施行する。